

見本

(整理番号 須総発 040410001 号)

罹災証明書

世帯主住所	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771					
世帯主氏名	須恵 太郎					
世帯構成員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
		世帯主				
罹災原因	令和 4 年 4 月 1 日の 豪雨 による。					
被災住家 [※] の所在地	福岡県糟屋郡須恵町大字 須恵 771					
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)					
罹災状況	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他()					
住家以外の被害	車が水没 車のナンバー(福岡〇〇 す〇〇-〇〇)					
証明書の使用目的	<input type="checkbox"/> 被災者支援制度の手続 <input type="checkbox"/> 税減免 <input checked="" type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> その他()					

※ 住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(注)罹災証明書において認定する「被害の程度」(「全壊」～「準半壊に至らない(一部損壊)」の6段階)は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 4 年 5 月 30 日

須恵町長 平松 秀

印